

市川二中同窓会細則 9 「同窓会休止および再開に関する細則」

第1条 本細則の目的

本細則は「市川市立第二中学校同窓会会則」（以後、「会則」と称する）第7章に規定された「同窓会活動の休止および再開」の実施に当たり処理すべき項目を規定するものである。

第2条 前提として「会則第7章」を確認する。

第7章 同窓会活動の休止および再開

第19条 （活動の休止および休止期間中の活動）

1. 同窓会の運営・維持・活動維持が困難を迎えた時は、活動の休止が出来る
2. 1項が生じた時は、理事会が発議し評議委員会の議論を経て総会で決議する
3. 会員へは、同窓会会報・ホームページで周知する
4. 会員有志が決定すれば、休止時の会則に基づき再開できる

第3条 「会則」第7章第19条1項～3項による活動休止の際の規定。

①財産の処分および保管

- ・ 休止を決定する時点での同窓会が保有している全財産の目録を作成する。
- ・ 財産とは、
現金額および預金額（預金先の金融機関名、口座名、口座番号、同印鑑の所在）
所有機材（パソコンの種類、機材番号、保管場所、利用目的、記憶内容）
所有備品等（書籍類、事務用品、総会および諸行事等関連機材、その他）
知的財産としての会員名簿、会計記録、活動記録、同窓会ホームページ記録、会報作成記録
- ・ 個々の財産の処分および保管
財産の処分および保管に関しては、「19条2項」に基づくものとする。

②休止に関する告知は以下のとおりとする。

- ・ 「会報」は年一回（4月発行）で、配布会員に限られて（2021年度25号より希望する会員のみ）いるが、休止の告知にあたっては連絡の取れる全会員に配布する。
- ・ 告知の会報では、会員からの意見が反映できるよう、返信ハガキ等の工夫をする。
- ・ 緊急を要する際は会報発行時期に係わらず「臨時号」発行も含めて速やかに告知する。
- ・ 「同窓会ホームページ」での告知は速報性・相互性があるので、検討開始時点より暫時告知し、会員からの意見聴取を含め情報公開を行う。

- ・ホームページでの意見聴取にあたっては、期限を区切り正会員と確認されたものは、意見として尊重される。
- ・lineによる広報活動が実施された場合は、これも活用する

③休止中の規定

- ・活動の休止中および再開時までは「市川二中同窓会会則」（休止直前の改定時）は効力を持続する。
- ・したがって「市川立第二中学校同窓会」（略称「二中同窓会」）を名乗る活動は「会則」に拘束されるものとする。

第4条 「会則」第7章第19条4項による活動再開に関する規定

- ①再開して以降は、現「会則」に則り「改定」することが可能となる、また、現「会則」を改廃できる。
- ②「会則」に基づき再開した同窓会は休止前の同窓会財産を引き継ぐ事ができる。
- ③再び「休止」に至った場合は、現「会則」および本「細則」を適用する。

第5条 細則の改定もしくは廃止

- ①本細則の改廃は評議委員会で決定する。

第6条 本細則の履歴

- ・2025年1月11日 第27回定期総会第二回評議委員会で制定